

東京都において同時発表しています。

平成 16 年 10 月 29 日  
1 6 時 0 0 分  
内閣府(防災担当)

「三宅島における避難指示解除までの安全確保対策について」

現在、三宅村では、「帰島に関する基本方針」(平成 16 年 7 月)、「三宅村帰島計画」(平成 16 年 9 月)に従い、来年 2 月に予定されている三宅島の避難指示解除に向け、帰島に向けた準備を進めているところです。

帰島準備を進めるにあたり、島内の基盤施設が整備されてきたこと、火山ガスの監視体制が整ってきたことを踏まえ、避難指示が解除されるまでの間の安全対策について、別紙のとおり定めましたので お知らせします。

本件の問い合わせ先  
内閣府政策統括官(防災担当)付  
参事官(地震・火山対策担当)付 尾崎、平  
TEL : 03-3501-5693 FAX : 03-3501-5199

## 三宅島における避難指示解除までの安全確保対策について

平成 16 年 10 月 29 日

三宅村災害対策本部

東京都災害対策本部

政府非常災害対策本部

三宅島における火山活動や大雨に伴う泥流に対する安全対策については、「三宅島島内における作業等の今後の進め方について」(平成 13 年 6 月 29 日付、同年 11 月 1 日一部改正東京都災害対策本部、政府非常災害対策本部)で定められているが、島内での復旧事業に従事する防災関係者等の増加が予想されるなかで、島内の基盤施設が整備されたことや火山ガスに対する監視観測体制が整ってきたことに伴い、新たに避難指示が解除されるまでの間の安全確保対策を定めた。三宅島における安全確保対策については、この対策に定めるところによるものとし、この対策に定めのない事項については、従来の取り決めによるものとする。

### 1 島内の監視観測

発災時から現在までの火山ガス放出状況等のデータに基づき、カテゴリー 3 (C3) の領域のうち環状林道より外側の区域を 8 つの地区 (別紙 1) に区分し、三宅島島内の二酸化硫黄濃度について常時監視を行う。

### 2 情報伝達

上記監視に基づき、村は次のとおり情報伝達をする。

- ・ 8 つの地区ごとにある測定機 (複数ある場合はそのうちの 1 機) の二酸化硫黄濃度が 2 ppm 以上となった時、注意を呼びかける (注意報)。
- ・ 二酸化硫黄濃度が 5 ppm 以上となった時、避難を呼びかける (警報)。
- ・ 通報の方法は、2 ppm あるいは 5 ppm となった時点で防災行政無線を利用し放送する。その状態が継続している間は、防災行政無線の定時放送(8:00.12:00.16:00)においても放送し、解除は二酸化硫黄濃度が 2 ppm 未満となった状態が 1 時間過ぎた時点で放送する。

### 3 避難行動

二酸化硫黄濃度に応じた避難行動等は次のとおりとする。

- ・ 二酸化硫黄濃度が 2 ppm 以上 (注意報) となった場合、屋内にいるときは窓や戸を

閉め外に出ないようにするとともに、異常を感じたらガスマスクを装着する。屋外にいるときは直ちにガスマスクを装着し、火山ガスの出ていない地区に移動するか屋内に移動する。

- ・二酸化硫黄濃度が2 ppm以上の状態が継続しているときは、体調の変化や二酸化硫黄濃度の変化に注意する。
- ・二酸化硫黄濃度が5 ppm以上（警報）となった場合、屋内、屋外に関わらず直ちにガスマスクを装着し、二酸化硫黄濃度の影響のない地区か最寄のクリーンハウス（別紙2）へ移動する。
- ・工事現場代理人など島内作業の責任者は、避難にあたり、避難状況を確認し、村の現地対策本部に連絡をする。

#### 4 島内行動

上記情報伝達、避難行動を踏まえた、島内行動の主な内容は次のとおりとする。

- ・三宅島に入島するときは、入島許可証に島内作業の責任者等必要事項を記入し、予め村の現地対策本部に提出する。
- ・三宅島島内で行動するときは、IDカード、ガスマスクを常時携帯する。
- ・気象条件等により、防災行政無線の情報が得られない地域での作業を行う場合は、携帯型受信機、携帯型ガス検知器を携帯する。
- ・C2領域内の作業については、引き続き原則立ち入り禁止とするが、嚴重な火山監視の下で連絡体制を確保した上で限定的に立ち入りを認める。
- ・防災関係者は脱硫装置が設置されていない施設についても、当該施設がクリーンハウス（別紙2）の近隣であれば宿泊に利用できる。
- ・三宅島において復旧作業に従事（入島）できるものは、高感受性者でないことを条件とする。

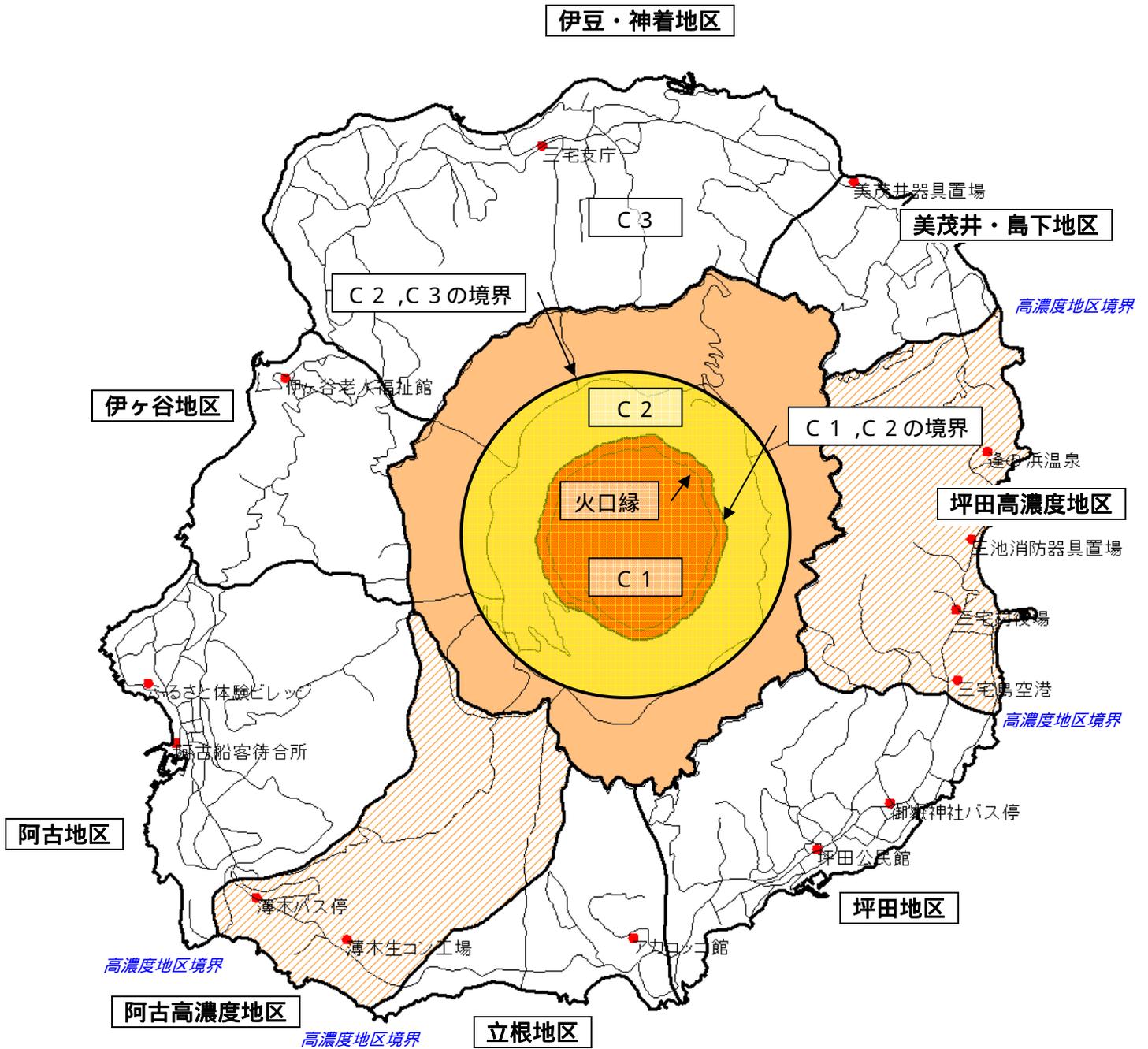
#### 5 その他

この対策における防災関係者及び高感受性者は、次の者をいう。

\* 防災関係者とは、一時帰宅事業により入島する者を除く災害復旧作業等に従事する者であり、火山専門家、防災作業関係者を含めた者である。

\* 高感受性者とは、二酸化硫黄に対する感受性が高く、比較的低濃度で影響を受けやすいと思われる者で、ぜん息等の呼吸器疾患や循環器疾患のある者、新生児・乳幼児・妊婦等である。

# カテゴリー区分及び情報伝達区分



## 三宅島脱硫宿舎(クリーンハウス)一覧

	名 称	場 所
1	三宅支庁第二庁舎	伊豆地区
2	三宅支庁第一庁舎3F	〃
3	三宅村役場	坪田地区
4	勤労福祉会館	神着地区
5	東電大久保浜発電所	伊豆地区
6	三宅警察署	〃
7	ふるさと館	阿古地区
8	勤労福祉会館駐車場	神着地区
9	ふるさと駐車場	阿古地区
10	船客待合所(阿古港)	〃
11	船客待合所(三池港)	坪田地区
12	ふるさと館隣接地	阿古地区
13	中央診療所	神着地区
14	三宅村役場駐車場	坪田地区
15	農林合同庁舎敷地	〃
16	農林合同庁舎敷地第二	〃
17	三宅村・漁協	阿古地区
18	農林合同庁舎本館	坪田地区

	伊豆避難施設	伊豆地区
--	--------	------

民	飯沼	伊豆地区
営	スナッパーダイビングセンター	神着地区
脱	川徳旅館	〃
硫	ダイブハウス・やすらぎ	〃
宿	民宿千成荘	坪田地区
舎	ペンション・おしどり	〃